

## 平成28年度「生駒市社会教育の重点目標」(案)の策定経緯について

期日	経緯	内容
平成27年7月2日	第1回 社会教育委員会議 の開催	・平成27年度重点目標に基づく各種事業の進捗状況を報告し、この進捗状況を参考に「平成28年度生駒市社会教育の重点目標」(素案)を正副議長と事務局で作成することで、委員の了承を得る。
平成27年9月11日	第2回 社会教育委員会議 の開催	・委員各位の選出母体における地域での活動状況や取組、課題についての情報交換を行う。
平成27年12月21日	「平成28年度社会 教育の重点目標」 (素案)」策定	・正副議長と数回にわたり、文書(メール)での校正を行い、最終素案を第3回会議の案内に併せて、委員に送付する。
平成28年1月21日	第3回 社会教育委員会議 の開催	・最終素案を元に意見交換の結果、委員の意見を反映して文言等の修正を行なう。なお、最終修正の文言の確認は、会議開催の予定がないので、正副議長に最終確認して頂き、平成28年3月定例教育委員会に提案する。

**参考＝社会教育法抜粋**

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。